

神戸市水道告示第 2 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

- (1) 株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号
- (2) 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 小谷 建夫
東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 21 号
- (3) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 阿久津 知洋
東京都千代田区二番町 8 番地 8
- (4) 山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号
- (5) 株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 古佐賀 正泰
東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

次に掲げる水道料金・下水道使用料等

- (1) 神戸市水道条例（昭和 39 年 3 月条例第 46 号）第 3 章に規定する料金、分担金及び手数料
- (2) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成 31 年 3 月神戸市規則第 67 号）により委任を受けた下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料
- (3) 神戸市水道条例第 22 条に規定する給水装置の工事費
- (4) 神戸市水道条例第 25 条に規定するメーターを亡失し、又は損傷した場合の賠償金
- (5) 神戸市水道条例第 26 条に規定する修繕工事費
- (6) 神戸市水道条例第 28 条に規定する給水装置の検査等の費用

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 8 年 4 月 1 日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和 8 年 4 月 1 日